

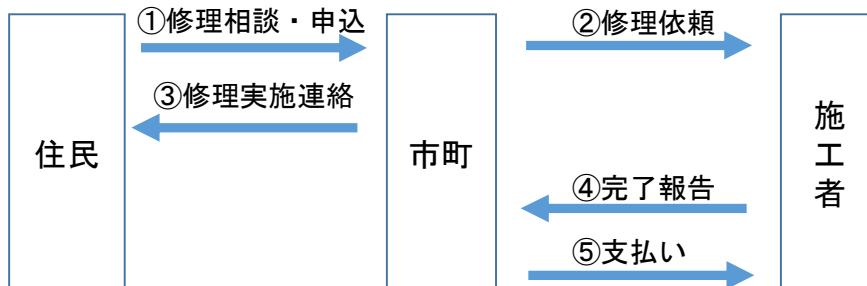
【令和6年能登半島地震関係】

住宅の応急修理制度について（災害救助法）

概要

「応急修理制度」は、地震により被害を受けた住宅の応急修理について、住民からの申込みに基づき市町が施工者に修理を依頼し、実施するものです。

修理対象は、屋根や壁・窓、台所・トイレなど日常生活に必要不可欠な部分が対象となります。



イメージ図 大まかな修理（手続き）の流れ

★地震被害から修理完了までのポイント

- ・ 地震による被害と直接関係のある修理が対象です。
- ・ 写真の撮影は必須です。（工事前、工事中、工事後）
- ・ 住宅設備等のグレードアップは不可です。
- ・ 住宅設備等は、取替え前後の品番の撮影やカタログの写しを用意

対象区域・対象者

対象区域：金沢市、七尾市、小松市、輪島市、珠洲市、加賀市、羽咋市、かほく市、白山市、能美市、津幡町、内灘町、志賀町、宝達志水町、中能登町、穴水町、能登町

対象世帯：上記市町で、被害を受けた住宅が罹災証明書で、「大規模半壊」「中規模半壊」「半壊」「準半壊」の被害を受けた世帯
(「全壊」の場合でも修理により居住が可能となる場合は、対象となります。)
※納屋や車庫、空き家は対象となりません。

費用の限度額 (1世帯あたり)

全壊、大規模半壊、中規模半壊、半壊 : 706,000円以内

準半壊 : 343,000円以内

※費用は市町から施工者に直接支払います。

※限度額を超える部分は、自己負担となります。

完了期限

令和6年12月31日 ※期限を延長しました。

※ 制度の活用・相談は各市町の窓口へお問い合わせください。

連絡先は県HPをご確認ください。